

Primaff Review



- 巻頭言 東日本大震災からの復興－エネルギーと食の地産地消－
- 研究成果 東日本大震災の復興に向けたプロジェクト研究の推進について
国際バイオエネルギー・パートナーシップ (GBEP) のバイオエネルギー
持続可能性指標
食料品アクセス問題の現状と対応方向－フードデザート問題をめぐって－

No.43

平成23年9月

CONTENTS

●巻頭言

東日本大震災からの復興－エネルギーと食の地産地消－

農林水産政策研究所客員研究員（食文化論者、東京農業大学名誉教授） 小泉 武夫 1

●就任挨拶

政策立案に貢献する研究成果をめざして

農林水産政策研究所長 武本 俊彦 2

●研究成果

東日本大震災の復興に向けたプロジェクト研究の推進について

震災対応プロジェクトチーム 4

国際バイオエネルギー・パートナーシップ（GBEP）の

バイオエネルギー持続可能性指標

食料・環境領域主任研究官 林 岳 6

食料品アクセス問題の現状と対応方向

－フードデザート問題をめぐって－

食料品アクセス研究チーム 8

●世界の農業・農政

台湾のコメをめぐる状況

国際領域主任研究官 樋口 倫生 10

●農林水産政策科学研究委託事業

アグリビジネスの新たな企業戦略と我が国の戦略的対応

－北米地域に着目して－

三重大学 内山 智裕 12

●最近の論調

農業での所得補償政策

国際領域上席主任研究官 會田 陽久 14

●ブックレビュー

『労働社会の変容と再生－フランス労働法制の歴史と理論』

農業・農村領域上席主任研究官 吉川美由紀 16

●研究活動一覧

17

●農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

18

●最近の刊行物

18

メールマガジン

「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

研究成果報告会・講演会の開催案内、刊行物の新刊情報など当研究所の研究活動に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信しています。ぜひ、ご登録下さい。

<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/merumaga/index.html>

東日本大震災からの復興 －エネルギーと食の地産地消－

農林水産政策研究所客員研究員（食文化論者、東京農業大学名誉教授）

小泉 武夫

平成23年3月の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部の農水産業・食品産業が壊滅的被害を受けました。また、直後に生じた福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に放射能汚染や風評被害が広がっています。一方で、日本の自給率は39%と先進国の中で際立って低いにもかかわらず、それを支える農業者の平均年齢は、平成22年には65.8歳とついに65歳を超えました。このような未曾有の被害からの復興と日本農業の再生に向け、今回は以下の点について提案したいと思います。

最初に、脱原発と自然再生エネルギー立国を目指すことが挙げられます。原子力による発電は水力や火力などに比べ発電コストが安いと言われていますが、定期的なメンテナンスが欠かせないことや原発周辺の住民への対策なども考えると、必ずしも効率的ではないとも言われています。確かに、原子力発電所の運転停止による発電量の減少は、社会や国民生活に影響を与えますが、それを知恵で克服しつつ自然再生エネルギーへの転換を進めるべきだと思います。

例えば、新しく水力発電所を作らなくとも、旧式の発電機を交換するだけで水力による発電量は倍増すると言われています。また、バイオマスエネルギーではメタン発酵が、化石燃料の代替になるメタンを回収することができることから、大変良い取組だと思います。自然再生エネルギーは、発電効率やコストなどの面で解決すべき問題がまだ多く残っていますが、可能性のある分野であり、研究・実用化を進める必要があります。

次に、塩害を受けた農地の復旧についてです。東日本大震災による冠水被害を受けた農地は23,600haに及びますが、がれきや堆積物の除去に加え、水路やポンプの整備を早急に行い、灌漑した用水に農地の塩分を溶かして排水する方法で除塩を進める必要があります。また、除塩した農地は地力が落ちてい

るため、質の良い堆肥を投入することが営農再開には必要でしょう。更に、日本では年間1,900万トンもの食品由来の廃棄物が発生していますが、これらを堆肥化し、土作りに回すことで、被災地のみならず日本全体の農業の復興とCO₂の削減を同時に進めることが出来ます。

さらに、今更と思うかもしれませんが和食の推進です。和食に多く含まれている繊維質や味噌には、体内に取り込まれた放射性物質の排泄を促進する働きがあります。人間の免疫の8割は腸が作ると言われており、様々な食品をバランスよく食べる日本型食生活を進めることが、日本人の長寿を支えています。近年、沖縄県における65歳未満の死亡率が全国平均よりも高く推移しているのは、過度に米国化した食生活が影響していると言われており、今まさに和食を推進することで、食生活の改善を図る必要があります。その際、休耕田を上手に活用することは、自給率の向上が図られるだけでなく、日本の農業を救うことにもなります。

最後に、農業を元気にしていくためには、若い力がこれから必要ですが、農業をすばらしい産業として教えてこなかったため、就農する若者が不足しています。一方で、日本の若者の多くは、ボランティア活動に興味があるそうです。若者が農山漁村に入り、食の生産現場に親しむ機会を作ることが重要です。

以上述べてきたように、東日本大震災を乗り越えるためには、被災地だけでなく日本全体を復興・再生する取組の推進が求められています。この巻頭言がその一助になることを期待します。



「政策立案に貢献する 研究成果をめざして」

農林水産政策研究所長 武本 俊彦

去る8月15日、長前所長の後任として、農林水産政策研究所長を拝命いたしました。この場をお借りして、皆様方に一言ご挨拶申し上げます。

政策研の任務

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行う機関として平成13年4月に設立されました。農林水産政策の立案・実施に資する情報収集・情勢分析を行い、その成果を行政部に提供することが重要な役割です。

政策立案においては、科学的・客観的な分析が欠くことのできない要素です。そのため、当研究所は、客観的分析・検証に基づく課題の抽出や将来の政策選択肢の提示などの役割を果たす必要があります。私はかつて政策研の前身である農業総合研究所の経済企画研修に参加したこともあり、政策研の組織・運営を所掌する企画評価課長を務めた経験から、政策研究の意義を考えてきました。また、衆議院農林水産調査室勤務当時や前職である官房審議官ポストにおいても、政策研の研究者と意見交換を行い、各種政策検討の場において政策研の機能・研究能力を活用するよう努めてまいりました。

昨今、農林水産行政を巡る情勢の変化は、政権交代もその一因となって、たいへん大きなものとなっています。これに対応して政策研究を実施し、当研究所がその役割を全うしていくには、的確でタイムリーな課題設定を行い、効果的な研究実施を進める

必要があります。

政策研究向上のための改革とその継承

このため、よりの確な政策研究を行うべく、当研究所ではさまざまな改革が行われてきたと承知しております。近年では、平成19年度から領域・チーム制を導入し、機動的かつ柔軟に研究チームを編成できる体制とし、平成20年秋には研究所を霞ヶ関地区に移転し、研究課題の設定や研究実施に際しての農林水産本省各行政部局との連携を従来以上に強化しました。また、第三者による機関評価を新たに導入し、その評価を踏まえて運営の改善を進める仕組みとしています。

研究に際しては所内の人材のほか、客員研究員の活用を始めとして、国内外の研究機関、研究者との連携を図っており、更に、平成21年度からは、新たな政策研究の枠組みとして、外部の研究者の幅広い知見を活用して行う委託研究（農林水産政策科学研究委託事業）を開始しました。

更に、研究成果を行政部局にすみやかに提供することに加え、広く一般の方々に発信することも重視して、ホームページや本誌政策研レビューの広報誌としての機能向上を図ってきました。

このような歴代所長の下での改革の成果を継承し、必要に応じて更に改善を加えるなどして、より効果的な研究を行って参りたいと思います。



政策立案に貢献する研究成果を目指して

政策立案に貢献する研究は、タイムリーで的確な課題設定から始まります。それには、当面の行政上の課題を考慮するのはもちろんですが、中長期的な政策課題を念頭に置くことも必要です。

本年度は、3月の東日本大震災発生を受けて震災対応を優先事項としつつ、農業生産体質強化、6次産業化など農業・農村の活性化、農業分野における地球温暖化対策、国際化への対応なども重点課題として政策研究に取り組んでいます。繰り返しとなりますが、それぞれの研究課題において、対処すべき課題の抽出や将来の政策選択肢の提示をしていくことが政策研の大切な役割と心得ています。また、その際には、単に行政部局の政策を追認するというのではなく、場合によっては、行政部局の立場からは言いにくいようなことも打ち出していくことが、真の意味での政策立案への貢献につながる、との考えで研究の実施、成果の発信に努めたいと思います。今後とも関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

武本 俊彦（たけもと としひこ）

農林水産政策研究所長（Director General）

略歴： 1952年生まれ

- 1976年 東京大学法学部卒業、
農林省入省
- 2001年 大臣官房企画評価課長
- 2003年 食糧庁計画流通部長、
総合食料局食糧部長
- 2004年 水産庁漁政部長
- 2005年 衆議院調査局農林水産調査室
首席調査員
- 2010年 大臣官房審議官
- 2011年8月～ 現職

東日本大震災の復興に向けたプロジェクト研究の推進について

震災対応プロジェクトチーム

1. 東日本大震災の復興に向けたプロジェクト

農林水産政策研究所では、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向けた今後の政策の検討や被災地において進められる多様な取組の円滑な推進に資するため、所内に震災対応プロジェクトを立ち上げ、調査研究を実施しています。プロジェクトでは、被災地における食料品サプライチェーンへの影響、地域農業の再編、地域コミュニティの再生、バイオマスエネルギー等の導入、6次産業化の推進等に関する課題を優先課題として設定し、関係行政部局との連携を図りながら、近年における内外の大規模災害等に関する調査研究関連文献レビュー、有識者、被災地の農業関係者や

市町村担当者、企業等からのヒヤリング、震災関連をテーマとした各種学会やシンポジウムへの参加、被災地域での現地調査の実施等により、関連する情報を収集・分析し研究を進めています。

本稿では、このうち震災による食料品サプライチェーンへの影響に関する分析の一つとして取り組んでいる被災地における食料品アクセスの状況を分析した結果について、先行して得られた成果を紹介いたします。

2. 震災による被災地域の食料品アクセスへの影響

東日本大震災では、津波により広範囲にわたって沿岸部の多くの市街地が崩壊し、それとともに食料品店舗が失われました。このため、当該地域の住民

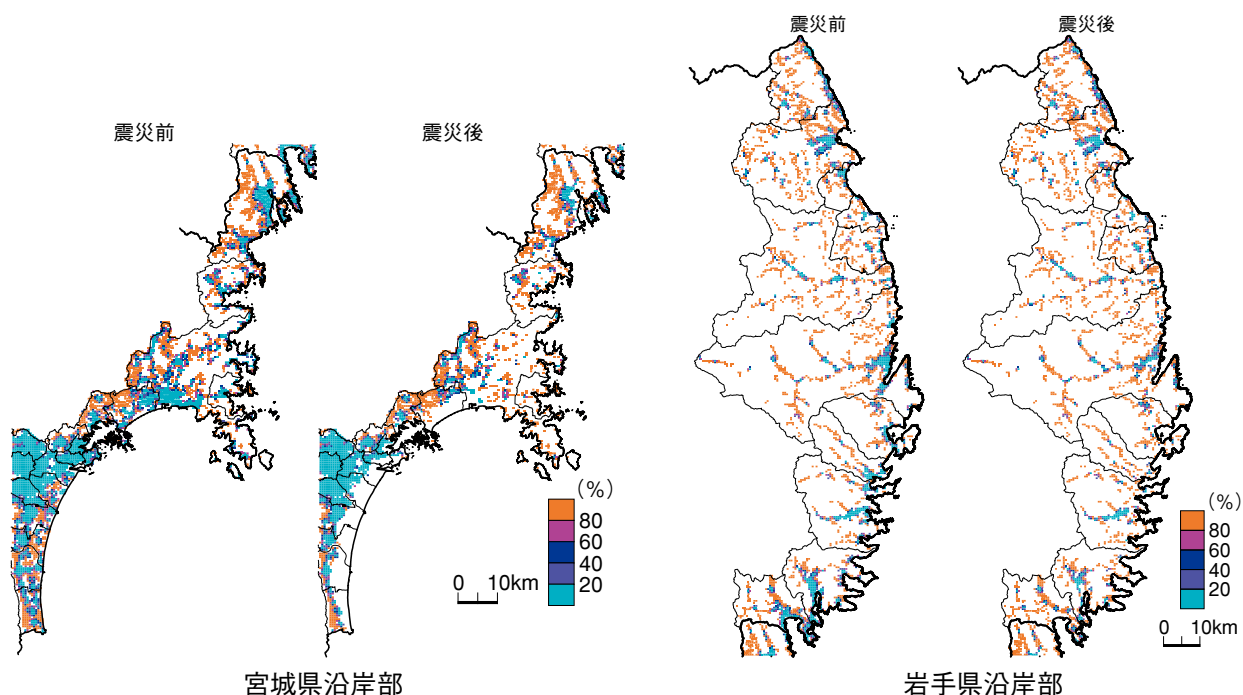


図 食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合の変化（宮城県沿岸部，岩手県沿岸部）

資料：農林水産政策研究所。

注（1）食料品販売店舗（各種小売業，飲食料品小売業）までの距離が500mメッシュ単位で示したのものである。

（2）津波到達域にかかるメッシュ内の店舗がすべて喪失したとの想定で試算した。

（3）震災後の津波到達域にかかるメッシュは空白としている。

表 市街地が被災した地域の食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合の変化

	被災前推計	被災後推計
岩手県沿岸部A町の食料品販売店舗まで500m以上の人口割合	15.0%	75.9%～82.3%
岩手県沿岸部B市の食料品販売店舗まで500m以上の人口割合	18.0%	25.9%～37.4%

資料：農林水産政策研究所.

注（１）前掲の図と同じ.

（２）震災前に浸水地域に住んでいた人口が、震災後にどこに避難ないし居住しているのかが不明なので、その人口から死者・行方不明者・避難所に避難した被災者を差し引いた人口が、すべて浸水地域に住んでいるとした場合とすべて非浸水地域に避難した場合の極端な２通りを試算し、幅で示した。

が食料品の買物をする場合に、店舗までの距離が被災前に比べて遠くなり、いわゆる食料品アクセスが悪化したものと推察されます。

そこで被災地における震災による食料品アクセスへの影響を定量的に明らかにするため、国勢調査と商業統計のメッシュデータを利用し、岩手県と宮城県の沿岸部の市町村で500メートルメッシュごとに消費者と食料品販売店舗までの距離の推計を行いました。図の左の地図は宮城県沿岸部の市町村の震災前と震災後の食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合の変化を示したものです。震災前は食料品へのアクセスがよかった沿岸部の水色の地域が津波により大幅に減少しています。

他方、図の右の地図は岩手県沿岸部の市町村で同様の計算結果を示したものです。岩手県では、震災前には海から離れた中山間地域に食料品へのアクセスの悪い地域が点在する一方、沿岸部には食料品へのアクセスの良い地域がありました。しかし、津波の影響により沿岸部の食料品アクセスが大きく悪化したものと推定されます。たとえば、海に面した平地に市街地が形成され震災前は食料品へのアクセスが比較的良かったA町では、震災後は食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合が5倍以上に高まっており、食料品アクセスが大きく悪化しています（表）。これは、町の人口が集中していた市街地のほとんどが津波により破壊され、食料品販売店舗もなくなってしまったことによるものと思われます。

被災者は時間の経過とともに緊急時避難所から仮設住宅、恒久住宅へと移り住むことになります。緊急時避難所では食料品は基本的には支給されますが、仮設住宅やその後移り住む恒久住宅では、食料品を含め生活に必要なものは自分で入手する必要が

あります。被災者の中には高齢者も多くみられることなどから、被災地においては復興後は言うまでもなく、復興を遂げるまでの間においても食料品へのアクセスの確保が重要な課題となります。

今回の震災では、このような食料品へのアクセスの悪化に加えて、食品産業や関連産業施設の倒壊、道路等の不通など輸送アクセスの分断により食料品のサプライチェーンにも大きな影響を及ぼしました。このため、今回の大震災により食料品サプライチェーンがどのような被害を受け、それが食料供給にどのような影響を与え、その復旧・復興がどのようなプロセスを経たのかをトレースすることにより、今後の大規模災害の発生時においても安定的な食料供給を実現できる「頑強性」の高いサプライチェーンの構築に向けての課題を検討する予定です。



被災地における仮設店舗

国際バイオエネルギー・パートナーシップ（GBEP）の バイオエネルギー持続可能性指標

食料・環境領域主任研究官 林 岳

1. バイオエネルギーの生産拡大と諸問題の発生

バイオエネルギーは化石燃料に代わる再生可能なエネルギーとして注目され、近年急速に利用が拡大しています。しかしながら、バイオエネルギーの利用拡大に伴い、世界各地でさまざまな問題が発生しているのも事実です。例えば、東南アジアの一部の国ではオイルパームのプランテーション栽培による土地収奪が発生し、原住民の生活の場が喪失しているとの指摘があり、また、一部の専門家からはバイオ燃料の原料作物生産のために熱帯雨林が伐採されていると指摘されています。このように、特に途上国において、バイオエネルギーの生産や利用による社会問題、環境問題が報告されており、さらに2008年には世界的な食料価格の高騰、いわゆる食料との競合問題が発生し、バイオ燃料がその原因の1つとして指摘されてきました。そのため、各国でもバイオエネルギー生産に伴う諸問題の解決のため、各国が共同で何らかの対策を講じなければならぬという認識が高まりました。

このような背景のもと、2006年に世界的なバイオエネルギーの持続的発展を図ることを目的として国際バイオエネルギー・パートナーシップ（Global Bioenergy Partnership: GBEP）が設立されました。GBEPは現在23か国と13の国際機関がメンバーとして加盟するパートナーシップで、この他に22か国、10の国際機関がオブザーバーとして参加しています。

2. GBEPのバイオエネルギー持続可能性指標

GBEPでは、前述のようなバイオエネルギーの生産・利用が引き起こす様々な問題を解決するため、2008年からバイ

オエネルギーの持続可能性指標の策定作業が進められ、ほぼ4年間の議論を経て、本年5月にバイオエネルギーの持続可能性指標を発表しました。これは政府レベルで合意した初のバイオエネルギーの持続可能性指標であり、①各国に利用の義務を負わせるものではなく各国が自発的に利用することを意図していること、②科学的根拠に基づいていることの2点が特徴です。

第1表に24のGBEPの持続可能性指標をまとめています。指標は大きく環境、社会、経済およびエネルギー安全保障の3つの分野に分かれ、各分野にはそれぞれ8つの指標が含まれます。これらの指標はメンバーおよびオブザーバー各国・機関から提案のあった指標をもとに、①バイオエネルギーの持続可能性との関連性、②科学的根拠の有無、③実用性などの観点から多くの議論が行われた末に、類似・関連指標の統合や実用性の低い指標や持続可能性との関連が薄い指標の削除がなされて取りまとめられたものです。

第1表 GBEPのバイオエネルギー持続可能性指標

分野	指標
環境	1 ライフサイクル温室効果ガス排出量
	2 土壌質
	3 木質資源の採取水準
	4 大気有害物質を含む非温室効果ガスの排出量
	5 水利用と効率性
	6 水質
	7 生物多様性
	8 バイオ燃料の原料生産に伴う土地利用と土地利用変化
社会	9 新たなバイオエネルギー生産のための土地分配と土地所有権
	10 国内の食料価格と食料供給
	11 所得の変化
	12 バイオエネルギー部門の雇用
	13 バイオマス収集のための女性・児童の不払い労働時間
	14 近代的エネルギーサービスへのアクセス拡大のためのバイオエネルギー
	15 屋内煤煙による死亡・疾病の変化
	16 労働災害、死傷事故件数
経済およびエネルギー安全保障	17 生産性
	18 純エネルギー収支
	19 粗付加価値
	20 化石燃料消費および伝統的バイオマス利用の変化
	21 職業訓練および再資格取得
	22 エネルギー多様性
	23 バイオエネルギー供給のための社会資本および物流
	24 バイオエネルギー利用の容量と自由度

GBEPの持続可能性指標は、事業者が個別の経営状況やプラントの稼働状況を判断するために用いるというよりは、政府や自治体といった公的機関が国または地域全体での評価を行い、持続可能なバイオエネルギー供給・利用を促進することを想定して策定されています。そのため、いずれの指標も定量的評価を基本としていますが、指標間のウェイトは置かず、最終的に統合化された総合指標での結果表示や国・地域ごとの結果の比較は目的としていません。

現在、GBEPでは各指標の細かな定義や評価方法を記述した方法論シートを作成中で、本年中には公表される見込みです。また、指標の選択や実際の利用方法は各国の判断に任されており、これら24の指標から各国の生産事例の実情に合った指標を選択し評価することになります。

3. GBEP持続可能性指標の意義

GBEPの持続可能性指標の意義としては、バイオエネルギーの生産・利用に関する持続可能性を評価する世界共通のツールを提供することで、各国のバイオエネルギー政策を支援することです。冒頭で掲げたバイオエネルギーの問題について言えば、GBEPの持続可能性指標では、原住民の生活の場の喪失の問題については「新たなバイオエネルギー生産のための土地分配と土地所有権」（指標9）で評価されますし、熱帯雨林の伐採については「バイオ燃料の原料生産に伴う土地利用と土地利用変化」（指標8）、食料との競合問題については「国内の食料価格と食料供給」（指標10）でそれぞれチェックされることになります。したがって、このような問題点が指摘されているバイオエネルギーの生産国では、自国のバイオエネルギーが持続可能なものであることをGBEPの持続可能性指標を用いて示すことが必要となり、問題解決のために何らかの対策を講じることが必要になってくるでしょう。

ただし、GBEPの持続可能性指標は、あくまで各国が自発的に利用することを求めており、これを用いた評価を義務化しているわけではありません。そのため、短期的にはバイオエネルギー供給やバイオエネルギーが引き起こす諸問題への影響は大きくないと考えられます。しかしながら、「自発的な利用」の意味を逆に捉えると、バイオエネルギーを需要する各国が持続可能なバイオエネルギー流通促進のため、独自の判断でGBEP指標を用いて持続可能性を評価した原料作物やバイオエネルギーを輸出国に要

望することも可能であるということです。その場合、需要国にバイオエネルギーを輸出する国では、自国のバイオエネルギーの販売促進のためにGBEP持続可能性指標を用いた評価を行うことで、必然的に持続可能なバイオエネルギーの利用促進が図られることになります。

4. バイオエネルギーの「質の向上」と日本の役割

今までバイオマスエネルギーは生産量を拡大させる「量の拡大」が政策目的の中心でしたが、今後は世界的にバイオエネルギーの持続可能性を向上させることが求められることになり、GBEPの持続可能性指標は、持続可能なバイオエネルギーの促進という「質の向上」への転換の第一歩と言えます。今後、GBEPはこの持続可能性指標を通じて持続可能なバイオエネルギーの生産・利用を途上国に普及させるべく、途上国における能力開発に取り組む方針を示しています。

GBEPの持続可能性指標はバイオエネルギー全般に適用されるものですので、例えばエネルギー利用のための木材チップやペレットの輸入に際しても、GBEP指標を適用した評価を通じた持続可能性の向上が期待されます。特に日本は木材チップやペレットの多くを途上国などからの輸入に頼っていますので、原料作物やバイオエネルギーの輸出国におけるGBEP指標を用いた持続可能性評価の動向を注意深く見守る必要があるでしょう。

さらに、現在、日本では東日本大震災からの復興のため、被災地を中心に再生可能エネルギーを導入しようという動きがあります。バイオエネルギーの導入については、やはりGBEPの持続可能性指標を意識した取組が求められると思います。

日本は自国で生産されるバイオエネルギーのみならず、自国が輸入するバイオエネルギーについて、「質の向上」に努めなければならなりません。さらには、GBEPにおける能力開発を通じて途上国におけるバイオエネルギーの「質の向上」への貢献も求められるでしょう。日本はバイオエネルギーの製造技術での優位性を活かして途上国の効率的なバイオエネルギー生産を支援し、世界で生産されるバイオエネルギー全体の「質の向上」に貢献することが必要と思われます。

食料品アクセス問題の現状と対応方向 ーフードデザート問題をめぐってー

食料品アクセス研究チーム

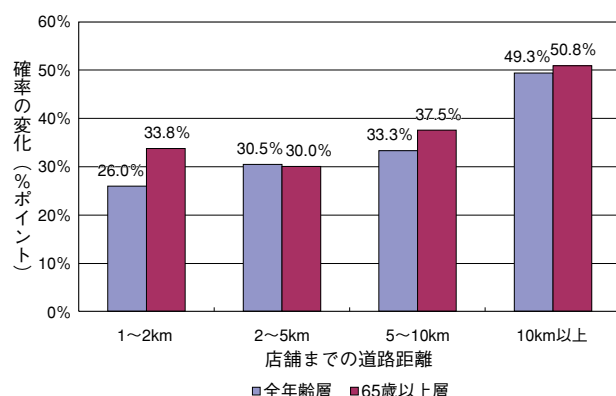
1. 「食料品アクセス問題」とは

我が国では、高齢者の増加、食料品店の減少の状況の下で、いわゆる「フードデザート（食料砂漠）」、「買い物難民」、「買い物弱者」問題が顕在化しつつあります。このような高齢者等が食料品へのアクセスに不便や苦労がある状況を「食料品アクセス問題」と定義し、不便や苦労の要因とその地域間比較、客観的な食料品店までの距離の現状、不便や苦労を軽減するために必要な取組を分析しました。

2. 食料品の買い物における不便や苦労の要因

不便や苦労は、最も利用する店舗への距離が遠くなるほど高まり、道路距離が1kmを越えると不便や苦労が大幅に増大します（第1図）。ただし、自分で自動車を運転する場合は、不便や苦労が大幅に軽減されます。

これらの点は、高齢者（65歳以上）にもあてはまり、さらに、高齢者の場合には生活の自立度が高いほど不便や苦労が軽減されます。



第1図 食料品の買い物で「不便や苦労がある」と答える確率の変化（全地域）

資料：農林水産政策研究所。

注（1）店舗までの道路距離は、最もよく利用する店舗までの距離である。

（2）店舗までの道路距離が250m以下の場合に対する確率の増加分である。

他方、高齢者に限らず、大都市郊外団地の子育て世代が不便や苦労を感じている場合もあります。

また、近くに店舗はあるものの、品揃えで満足できず、結果としてより遠くの店舗に買い物に行くことになる結果、不便や苦労を感じる場合もあります。

3. 食料品店までの距離の現状（店舗までの直線距離が500m以上の人口）

食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口は、全国で1,400万人（11.0%）、うち高齢者は370万人（14.3%）と推計されます。この食料品販売店舗には、食料品を販売するすべての店舗が含まれますから、毎日の生活に不可欠な生鮮食料品販売店舗までの距離に限った場合は、全国で4,400万人（34.7%）、うち高齢者は970万人（37.9%）となります。

また、買い物に不便や苦労がある人は、多くは自動車を利用しない人と考えられますから、店舗までの距離が500m以上で、自動車を保有しない人口を推計すると、食料品販売店舗までの場合で260万人（2.1%）、うち高齢者は120万人（4.8%）、生鮮食料品販売店舗の場合で910万人（7.1%）、うち高齢者は350万人（13.5%）と推計され、高齢者に大きくしわ寄せされていることがわかります。

なお、食料品販売店舗までの距離の場合、大都市や県庁所在地などでは500m以上の人口割合は低いです。生鮮品販売店舗に限ると、大都市のアクセスのよい地域が大きく縮小します（第2図、第3図）。

また、東日本大震災の影響を推計すると、被災地では食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合が増加し（岩手県沿岸部市町村：24.9%→42.5~51.6%、宮城県沿岸部市町村：10.7%→16.1~28.2%）、震災後は食料品アクセス条件が大きく悪化しています。したがって、東日本大震災の被災地では、復興後は言うまでもなく、復興を遂げるまでの間においても食料品へのアクセスの確保が重要な課題です。

4. 今後の対応方向

食料品アクセス問題に対しては、食料品への物理的なアクセスの改善が重要ですが、近くに店があればいいというわけではありません。品揃えの充実などアクセスの質的向上もあわせて行うことにより、健康的で豊かな食生活が送られることを目指す必要があります。

大都市、地方都市、農山村では、それぞれのおかれた空間的条件（店舗までの距離）、経済的条件（事業の採算性）、社会的条件（人と人とのつながり）が異なり、それぞれの特性に応じた対応が必要です。大都市では新規開店等採算性の活用とコミュニティの開拓、地方都市では新規開店等採算性の活用とコミュニティの開拓・活用、農山村では移動販売、交通条件改善とコミュニティの活用が他の地域に比べて相対的に重要になると考えられます（第1表）。

基本的には民間事業者、地域住民のネットワーク、NPO等による持続的な対応が重要ですが、食料品アクセス問題の解決には、中心市街地・商店街の衰退、都市の郊外化、地域公共交通の脆弱化、コミュニティの希薄化、高齢者の健康と栄養問題など多様な政策課題の解決が必要であり、住民に最も身近な地方自治体に加えて、国においても関係府省が

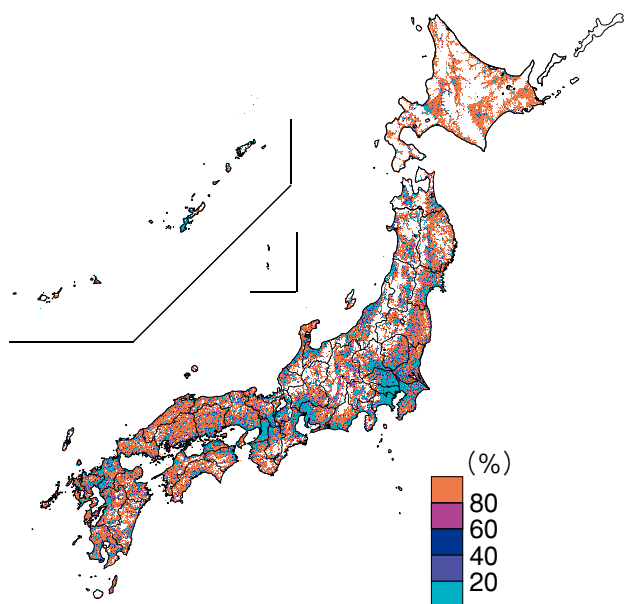
連携して取り組むべき課題と考えられます。

（注）この成果の詳細は、平成23年8月2日の研究成果報告会資料「食料品アクセス問題の現状と対応方向（中間報告）」として公表されています（http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/gaiyo/seika_hokoku/2011/110802_siryou.html）

第1表 地域のおかれた条件と食料品アクセスの改善方向

	大都市	地方都市 旧市街地	農山村
現在の条件			
空間的条件 （店舗までの距離）	近		遠
経済的条件 （事業の採算性）	大		小
社会的条件 （人と人とのつながり）	小		大
今後の重点			
移動販売、交通条件改善			○
新規開店等採算性の活用	○	○	
人と人とのつながりの開拓	○	○	
人と人とのつながりの活用		○	○

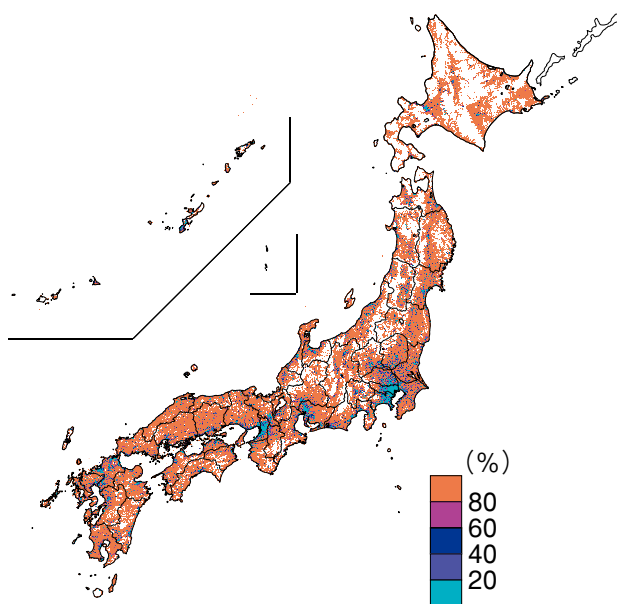
注. 表中の「大」、「小」などの表現はあくまでも他の地域と比較してのものである。



第2図 食料品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合

資料：農林水産政策研究所。

注. 各種商品小売業及び飲食料品小売業までの距離が500m以上の人口割合（1kmメッシュ単位）である。



第3図 生鮮品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合

資料：農林水産政策研究所。

注（1）生鮮品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合（1kmメッシュ単位）である。

（2）生鮮品販売店舗は、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパーである。



世界の農業・農政

台湾のコメをめぐる状況

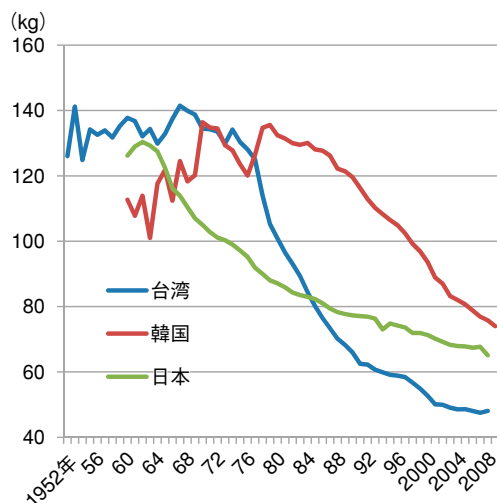
国際領域主任研究官 樋口 倫生

はじめに

台湾では、日本や韓国同様に、コメが主食であり、農業部門に占める重要性も高くなっています。しかし近年、1人当たりの消費量が大きく減少しており、2008年現在、日本の4分の3の水準である48kgとなっています。このような消費の減少に直面し、需給均衡が大きく崩れたため、生産調整を1984年から導入して、需給ギャップの解消に努めています。本稿では、このような台湾のコメをめぐる状況について概観します。

激減する台湾のコメ消費

台湾は、我が国と同じようにコメを主食とする地域ですが（写真1）、この30年来消費量が激減しています。第1図のコメ消費の推移から分かるように、1970年代前半まで130kgを超える水準にありましたが、1974年頃から消費が減少し始め、1985年に日本を下回り、2002年には50kgをきり、2008年現在、1974年当時の36%である48kgになっています。この値は、2008年における日本、韓国の消費量の74%、63%に相当し、台湾同様にコメの消費が減っている



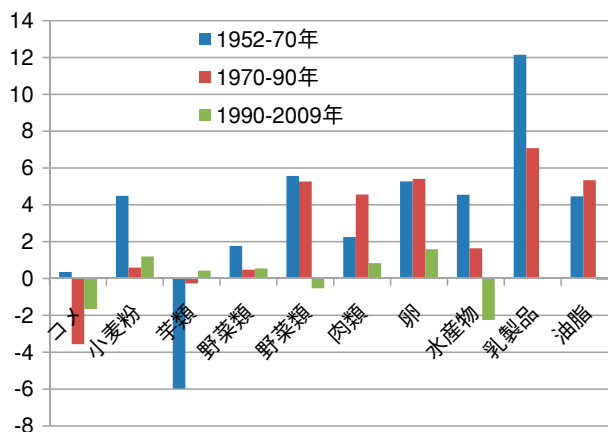
第1図 日韓台の1人当たり年間コメ消費量の推移

資料：農林水産省，韓国統計庁，台湾行政院農業委員会。

これら国と比較しても、非常に低い値といえます。

ではこのようにコメの消費が減る過程で、台湾の食生活はどのように変遷してきたのでしょうか？日本や韓国では、所得の増加とともに、食の西洋化が進み、コメに代わって肉類や油脂の消費が増えました。では台湾ではコメがどのような食品に代替されていたのか、第2図で確認してみましょう。1970年頃まではコメの消費量が高い水準で維持されていた時期であり、増加率0.4%でほぼ0です。なおこの期間は、芋類（-6%）に代わって小麦粉（4.5%）の消費が増えているのが特徴といえます。台湾では、この時期に麺類などを日常的に食する習慣が形成されたと思われます。

1970～90年は、コメの消費が年率3.5%で急減しており、それとは逆に、肉類、卵、乳製品、油脂などで高い伸び率が観察されます。このことは台湾においても食の西欧化が進んでおり、肉類や卵の消費が増えていることを示しています。コメの消費は、1990年代以降も引き続き、減少傾向にあります。前期間よりも低下速度は鈍化しており、年率マイナス1.8%でした。このトレンドから判断しますと、今後更に急速にコメ消費が低下する見込みはないといえそうです。またこの時期に、芋類の消費が0.4%とわずかながら増加しており、炭水化物から



第2図 1人当たり消費量の増加率（平均年率，%）

資料：行政院農業委員会。

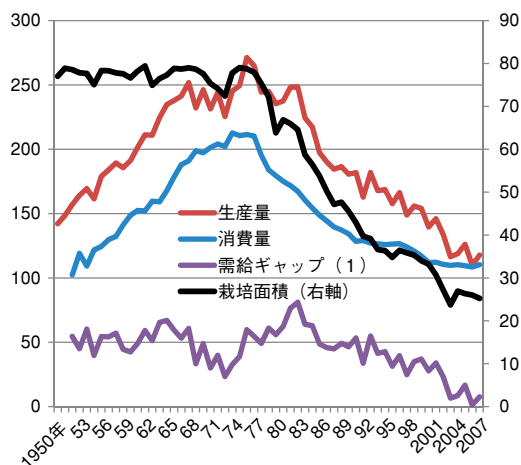
の熱量摂取を小麦粉ばかりでなく、芋類で代替していた点は興味深い事実です。

減反率5割を超えるコメの生産調整

前節では、コメの1人当たりの消費が1970年代半ば以降、急激に減少していることを確認しました。この傾向は、全体の消費量に関してもいえ、1977年頃から低下しているのが第3図から分かります。一方生産量については、1970～1983年の平均増加率を計算すると年率0.07%とほとんど横ばいであり、需給不均衡が急拡大しているのが見て取れます。1970年代中葉以前は、このような需給ギャップは、輸出によってある程度解消されていましたが、台湾のコメの比較優位性が失われていく中で、国内消費の減少と相まって、過剰供給、つまり在庫の増大という深刻な問題が発生することになりました。

このため台湾行政院は、日本では1970年頃から既に実施されている生産調整政策を1984年に導入しました。初年度は（第1表）、トウモロコシ、大豆、サトウキビなどへの転作を主としており、減反率は10%ほどでしたが、1984年以降、減反面積は徐々に拡大し、それに伴い減反率も上昇しています。1990年代後半になりますと、WTOへの加盟を想定し輸入増加による転作物の価格下落を防ぐため、転作を主としたものから、緑肥栽培による休耕中心の生産調整へ移行しました。

以上の生産調整による減産効果はかなり高く、第3図にあるように、栽培面積の低下とともに、需給のギャップが解消に向かっていることが分かります。しかしながら2008年の数値をみますと、減反率



第3図 コメの生産と消費（左軸：万玄米トン、右軸：万ha）

資料：行政院農業委員会。
注：生産量マイナス消費量。

は50%を超え栽培面積とほぼ等しい値が生産調整の対象となっており、生産調整による過剰在庫の解消は限界にきているといえます。

まとめ

これまで、台湾における生産調整などのコメをめぐる状況について観察してきました。以下では、馬英九現總統の農業政策を確認しながら本稿をまとめます。

2008年に就任した馬英九總統は、休耕による生産抑制から転作による増産へ、生産調整政策の舵をきりました。ここで大きな柱となるのが「小地主大佃農」（佃は小作を意味する）と呼ばれる政策であり、小地主から大小作農への賃貸借を活性化して休耕地を減少させ、規模の拡大が伴った増産を行うものであります。この政策は、2009年から実施されており、賃貸で得た休耕地には、トウモロコシや有機農産物の栽培が奨励されています。今後これらの施策が、台湾の食料需給の安定にどの程度貢献するか、注視しておく必要があるでしょう。

第1表 台湾における生産調整

年	休耕・転作面積（万ha）			減反率（1） （%）
	休耕	転作	合計	
1984	0.57	5.95	6.52	10.0
1985	1.59	8.11	9.70	14.7
1990	8.18	10.03	18.21	28.6
1995	6.10	11.54	17.63	32.7
2000	12.95	5.25	18.20	34.9
2001	13.64	5.25	18.89	36.3
2002	16.72	5.39	22.11	41.9
2003	19.61	4.77	24.38	47.3
2004	23.99	4.15	28.14	54.2
2005	21.57	4.25	25.82	49.0
2006	22.21	4.32	26.53	50.2
2007	22.02	4.17	26.19	50.2
2008	22.16	3.98	26.14	50.9

資料：行政院農業委員会内部資料。

注：休耕・転作面積 ÷ （栽培面積 + 休耕・転作面積）。



写真1 台湾産のコメ（台中県霧峰郷農会）

アグリビジネスの新たな企業戦略と我が国の戦略的対応—北米地域に着目して—

三重大学 内山 智裕

農林水産政策研究所では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する提案公募型の研究委託事業を行っています。

今回は、その中から、「北米を研究対象として、従来とは異なる多国籍アグリビジネス論の解明」に意欲的に取り組んでいる課題について、その概要を紹介します。

この研究成果は、我が国が北米地域との経済連携協定の締結等を議論する際の戦略の検討に資するものとして期待されます。

1. 研究の背景と概要

農業をめぐる国際的な動向としてしばしば注目されるのがWTOやFTA, EPA, TPPといった国際的な通商ルールですが、一方で、国際的な農産物流通を実際に担っている企業（アグリビジネス）の動向を把握することも、通商ルールのあり方やその影響を考える上で重要です。

多国籍アグリビジネスといえば、一面的なグローバル化が展開する中で、コスト優位を基準とした企業戦略が展開されると考えられがちですが、現実には国・地域独自の文化やそれに基づく嗜好・品質評価の違い、さらには環境や食の安全・安心に対する市民の関心への対応など、多角的な基準で展開されると想定されます。

また、経済連携協定などで定められるルールは通商のみならず、サービス・投資などの様々な経済領域に及ぶことに鑑みれば、農業生産の基本手段である農地に対する投資ルールのあり方についても考察を進める必要があります。実際、近年の世界的な食料価格高騰が発端となり、アフリカ等の未開発の農地が外国から買収される、現代版「ランドラッシュ」も発生しています。

そこで本研究では、北米地域を対象として、①穀物や青果物などの農産物の現地集荷から我が国への輸入に至る構造とアグリビジネスの行動、②農業機械、特に精密農業にかかるアグリビジネスの行動および農業生産への影響、③外国籍（非居住外国人および外国企業）による農地取得規制のあり方について解明を進めています。

本稿では、この中から、③の外国籍による農地取得規制についてご紹介します。

2. 外国籍による農林地取得規制（米国）

外国籍による農林地取得規制のあり方については、米国の各州における規制の状況を整理するとともに、その規制の社会的背景や規制のもたらす効果について考察を進めています。

まず、米国における外国籍による農林地取得（借入含む）の状況について概観します。米国では、外国籍による農林地取得には連邦政府への報告義務があります。ここでいう外国企業とは米国外の国の法律に基づいて設立された企業、米国の法律に基づいて設立された企業でも実質的支配や利益享受者が外国人である企業を指しています。全国的な農林地保有状況はUSDAのFarm Service Agency（FSA）が毎年集計・公表していますが、これによると、2009年2月現在、全米の農林地12億9千万エーカーのうち、2,220万エーカーが外国籍による保有であり、全体の1.7%を占めています。用途別では、約6割が森林、牧草地23%、耕地14%などとなっています。また、保有国別にみると、カナダ34%、オランダ17%、イギリス（UK）7%、ドイツ6%などとなっており、カナダおよび欧州諸国が大部分を占めています。近年の状況についてFSAは、1997年以降、外国籍による森林保有が急増しており、その要因としてカナダを中心とする製材会社による大規模な森林取得が挙げられるとしています。一方、耕地の占める割合は現状では比較的小さく、近年も目立った変化は見られません。

周知の通り、米国における法体系は連邦レベルと各州レベルに大別されますが、農林地の取得については、連邦レベルでは報告義務のみが存在し、それ以上の規制は各州で実施されています。そこで、全米の州法を精査し、各州における外国籍による農林地取得規制の整理を行い、規制の種類別に色分けす

ると図のようになります。

色分けされていない28州では、報告義務があるのみで、取得資格等が問われることはありません。一方、規制実施州は以下の4つのパターンに大別することができます。

第1の分類は「事業所規制」であり、12州が該当します（黄色）。外国企業が農林地を取得するにあたっては州内に事業所（office）や代理店（agent）を維持する必要があります。

第2の分類は「面積制限」であり、サウスカロライナ州が該当します（灰色）。この場合、外国籍による農地取得に上限面積が設けられていますが、上限面積は50万エーカーであり、取得規制としての有効性には疑問符がつきます。

第3の分類は「企業の取得制限」であり、4州が該当します（橙色）。この場合、国籍に関係なく企業の農地取得を原則として禁じています。ただし、例外も比較的多く認められており、農場家族による会社（家族農業会社）、株主数や農場居住義務などの一定の要件を満たした会社（認定農業会社）などの農地取得は可能です。

第4の分類は、「citizenship/residency規制」であり、5州が該当します（赤色）。米国籍を持たず州内に居住しない個人、一定以上割合の米国籍を持たない株主・実質的利益享受者が存在する企業による農地取得を原則として禁止するものです。外国籍であるか否かの判定基準は州により異なり、当該企業における外国人・外国企業による出資比率が80%や過半といった基準で判断する州、当該企業への出資者の中に外国籍が存在するか否かで判断する州などがあります。なお、同規制を有する5州すべてが第3の分類にある「企業の取得規制」も有しています。

このように、非居住外国人および外国企業による農地取得を4つのパターンのいずれかで規制されていることになります。そして、これらの州は中西部に集中しています。

なお、これらの規制にはなお多くの不明の点があります。州憲法には外国人の不動産所有に制限を設

ける条文があるものの、他の法律等により実質的に無効化されているケース、個人（自然人）については非居住外国籍による取得を認めないが、会社組織については明文規定がないケースなどが存在するのです。また、このような規制が制定された背景についても、これまでの各州政府担当者との情報交換から、19世紀以降の移民問題、1970年代の外国企業の米国進出など、複雑な背景を持つことが明らかになってきています。

3. 今後の展望

本研究では、現在米国の各州政府に対し、規制制定の背景や目的、設計された制度が農林地の保有・利用に及ぼしている効果について調査を行っており、州ごとに比較分析を行う予定です。これらを踏まえ、国境を越えた農地取得に対する規制手法とその効果などについてさらなる整理・分析を進め、政策的な含意の検討を行います。

また、本研究課題の中で取り組んでいるこの他の研究項目（「1. 研究の背景と概要」参照）のうち①については、米国アイオワ州（とうもろこし・大豆）、カリフォルニア州（ブロッコリー）における現地調査を行っており、ブロッコリーの例では、日本における卸売価格低迷によって、米国の農場庭先価格との差異が消滅しつつあり、米国側からみた日本への輸出の優位性が低下していること、青果物流通業者の日本法人が日本国内で直接生産や契約生産に乗り出すなどの対応を取っており、結果として国内の地域農業の産地形成につながっている事例も見られることなどが明らかになっています。また、②については、米国カリフォルニア州等における現地調査から、精密農業の機器販売が300億円規模の市場に成長するなど民間ベースの普及が進んでいること、機器の性能も、稲作では自動操舵、収量モニタ、高精度GPSなどの標準装備が進み、土地利用型農業の競争力強化に大きなインパクトをもたらしていることが明らかになりました。

特に青果物については、我々は、多国籍アグリビジネスがローリスク・ローリターン戦略を取り、貿易自由化によって増幅される市場リスクを踏まえて、生産者との契約や他企業との提携などを行うことで、国際流通がより複雑化し「見えにくい」ものになると想定しています。今後の研究では、このリスク回避のための戦略選択の論理を明らかにし、米国・カナダなどと我が国が将来的にEPA等を締結するにあたり必要な戦略について、特に「我が国への食料の安定供給」と「我が国農業の競争力強化」に主眼を置きながら論点を提起していきたいと思えます。



図 米国各州における農林地所有規制実施状況

農業での所得補償政策

国際領域上席主任研究官 會田 陽久

多くの国において農業の維持・発展のために様々な政策が採られて来ましたが、近年に至って所得補償政策が、広く採用されています。わが国で採られてきた代表的な農業・食糧政策の一つに食糧管理制度の下における米麦の価格支持政策がありました。

食糧管理制度は、本来、食糧の需給と価格の安定を図るための制度であり、米価は米価審議会で決定されましたが、算定の基準として当初物価に連動したパリティ価格が採用されていました。わが国が高度経済成長期に入った1960年から米価の決定は、都市と農村の所得格差を考慮して所得補償方式へと移行しました。これにより、米価はインフレーション下の一般物価高騰に連動して引き上げられ、稲作農家は価格変動による経済的な危険から保護され、安定的な所得を見込めるようになりました。

稲作を巡る状況としては、コメはわが国において主食の位置を占めており、戦後最もコメが多く消費された1962年では、国民への熱量供給量の48パーセントはコメによるものでした。また、供給者である農家にとっては農業粗収益の45パーセントは稲作によるものでありました。当時は農業所得が農外所得を上回っていたこともあり、農家経済にとっても稲作の重要性は明らかでした。その後、需給と価格の安定という見地から、政府によるコメの買い上げ価格が消費者への売り渡し価格を上回るようになり食糧赤字が累積しその解消が必要となりました。

米価の継続的な引き上げは、稲作農家にとっては所得補償政策としての側面を持っていましたが、赤字の累積と制度の枠から外れた自主流通米の増加等により食糧管理制度は限界が顕在化したため制度の改編が求められるようになりました。ガット・ウルグアイラウンドでの農業合意に基づきコメの輸入を受け入れたこともそれを促進しました。

農業の維持・発展を図る方策として、真正面から所得補償政策に取り組まなければいけない状況へとなりましたが、政治アナリストの佐藤ゆみ氏が指摘するように米欧の農業政策は1990年代以降、価格支持型から所得補償型にシフトしており、日本もそれに習うべきだという風潮が強くなってきたといえます。

また、農業保護はガットの後継体制であるWTOの協定上で、基本的に削減対象となっているという背景があります。一方、削減の対象外となっている政策を緑の政策（グリーンボックス）といって、国内支持政策の中で貿易や生産に対する歪曲効果がないか、効果が最小になるものとして定義しています。消費者の負担でなく政府の負担によるものであることと生産者に対する価格支持の効果を持たないことが基本的要件となっていて、一定の種類の直接支払い（生産に関連しない収入支持、環境施策、条件不利地域援助等）が含まれます。このような所得補償政策自体の農業への導入は、農業に関する論陣を張る人たちの中で異論が唱えられることはほとんどありません。一部の農業のあり方に批判的なジャーナリスト等で農業者という特定の職業にだけ与えられる不公平な所得補償政策という指摘をする向きはありますが、所得補償政策のやり方において、意見の違いが見られるということが論調の主要な相違点と考えられます。

所得補償政策の流れは、前政権下での2007年に発足した品目横断的経営安定対策に始まり、現政権による戸別所得補償へと至っています。鈴木宣弘氏（東京大学大学院教授）によると、品目横断型経営安定対策が出た時の現場の声として、「規模は小さいけれど頑張っている人をどうするのか」、「農村への直接支払いは、農地・水・環境保全向上対策として役に立っているが、全然額が足りないのではないのか」といったことが挙げられています。品目横断的

経営安定対策においては、対象は一定の要件を満たす認定農業者と集落営農組織に限定されています。経営面積において認定農業者は4ヘクタール（北海道は10ヘクタール）、集落農業組織は20ヘクタールという条件が課せられていました。また、米価を初めとした農産物価格が下がり、農業所得が下がりつつあるという傾向が鈴木氏によって指摘されていました。戸別所得補償は、こういった状況を引き継いで担い手の範囲が販売農家全体になったというふうに捉えています。

一方、所得補償の対象範囲が広がったことに批判を加える人達があります。農業についての自由化を主張している、本間正義氏（東京大学大学院教授）や山下一仁氏（キャノングローバル戦略研究所研究主幹）は、「農地を集約して大規模化し、もっと少ない生産者でも農業を担えるようにすることが重要だ。こうした構造を改革してから農家の経営を下支えすべきで、まず、戸別所得補償制度を導入したのは順番が逆だ」（本間氏）、「農家の大規模化や効率化につながらず、非効率でコストの高い零細な兼業農家を農業に滞留させることに他ならない。兼業農家が、補助金目当てに主業農家から貸していた農地を貸しはがすことにもなりかねない」（山下氏）と指摘しています。農業自由化については中立的な主張をしている生源寺眞一氏（名古屋大学大学院教授）も「専業農家の規模拡大には支援が必要だが、他に安定した収入がある兼業農家にも少額給付する現在の戸別所得補償制度のようなやり方では国民の納得は得られない」と述べています。

所得補償の対象範囲が広がっていても、規模拡大が進むと主張しているのが鈴木宣弘氏と谷口信和氏（共に東京大学大学院教授）等であり、「生産費の基準を全国の平均的生産者においているため、個別の農家での販売額と費用の差額が全額、補償されるわけではないので費用を下げて、販売額を上げない場合によっては赤字が残るし、努力次第では黒字になった場合に補償額はボーナスになる」と指摘しており、それが構造改革を進めるという考えです。

両者の直接支払いに対する考えの相違点は、主業農家を中心に将来の農業の担い手に重点的に補償すべきということと、補償範囲を広げるべきだという

ことにあります。その背景には、わが国農業の置かれている立場への評価の違いがあります。山下氏は、戸別所得補償政策がこのまま実行に移されれば、WTOドーハラウンドで許容される農業補助金の上限額を超える。補助金については国際的に合意済みなので、ラウンドがまとまれば政策の見直しが求められると主張しています。鈴木氏は、日本農業は、過保護ではなく、日本の農家の所得に占める支援の割合は平均で15.6パーセントであり、アメリカの稲作の6割や欧州農業の9割以上といった支援の割合から見ると比較にならないほど保護されていないという主張を行っています。

欧米を中心とした外国農業の保護水準をどう捉えるか、日本農業が保護的であるか、あるいはそうでないかといったことについての認識においても両者の論調の違いが見られます。

〔主な参考文献〕

- 佐藤ゆみ（2009）「所得補償で農家は強くならない」『日経ビジネス』2009年8月30日。
- 生源寺眞一（2010）「専業農家の規模拡大には支援必要」『産経ニュース』2010年11月11日。
- 鈴木宣弘（2010）「食料・農業・農村政策の現状と展望」『共済総合研究』59号。
- 谷口信和（2011）「戸別所得補償モデル対策の歴史的地平」『農業と経済』77巻7号。
- 本間正義（2010）「農地集約へ政策充実を」『日本経済新聞』2011年1月26日。
- 山下一仁（2009）「農業開国論」『DIAMOND on line』2009年12月14日。

『労働社会の変容と再生－フランス労働法制の歴史と理論』

水町勇一郎著

農業・農村領域上席主任研究官 吉川 美由紀



『労働社会の変容と再生－フランス労働法制の歴史と理論』

著者／水町勇一郎
出版年／2001年11月
発行所／有斐閣

バブル経済崩壊後の雇用危機を契機として、我が国では、今後の労働法制のあり方を展望する議論が活発に行われています。特に、2008年のリーマンショック以降は、非正規雇用問題がクローズアップされ、正規雇用を含めた雇用関係ルール全般のあり方を問い直すとする議論も急速に高まりました。しかし、それらの議論は、急浮上してきた問題に対して対処療法的に解決を図ろうとするものが多く、現在の労働法の背景にある歴史や理論を踏まえた上で、その全体像を展望しようとする姿勢に欠けるものが少なくありません。

本書は、フランスの社会や労働法のあり方を歴史的・理論的に考察することを通じて、日本の現在の問題をより広く深い視点から捉え、日本の社会や労働法が今後進むべき道を探求することを試みたものです。

第1章では、フランスの社会と労働法の歴史を「社会」と「法」の相互作用に焦点をあてながら概観し、労働法という「制度」が、その時々を社会的・思想的状況に規定され、形成・変容してきたことを明らかにしています。

第2章では、1973年の石油危機を契機とする「フランス労働法制の危機・変容」の時代に、そのあり方をめぐって展開された諸理論について、「自由」、「社会」、「手続」という三つの基本概念を用いて分析を行い、フランス労働法制の変化の根底にある思想的・理論的な原動力を描き出しています。

最後に、こうした分析から得られた視点・示唆に照らして、日本の社会や労働法の今後のあり方について考察を行い、進むべき道を明らかにしています。著者は、多様化・複雑化する社会状況のなかでは、①国家は、具体的で詳細な実体的規則を定めることを避け、基本的な価値や原則のみを設定するにとどめ、②この基本原則等の具体的な運用・適用については、利益当事者による集团的協議・調整に委ね、当事者による協議・交渉が透明で公正なものであるかを裁判所等の公的機関が事後的に審査するという方向で、法の「手続化」が進められるべきであるとしています。

このように、日本の今後の社会・労働法制を考え

る上で、著者が注目しているのが、フランス労働法制の変化の基盤にあるとされる、法の「手続化」理論です。法の「手続化」理論は、実体的・抽象的な規範

をアприオリに設定することを避け、当事者による多元的・複眼的で柔軟な議論・調整を尊重し、そこにおける論証的相互作用のなかに新たな理性を見出そうとするもので、「画一化された規範」とその「一律かつ自動的適用」を柱とする旧来の規制モデルが抱える問題点を克服し、複雑性・不確実性の時代に対応しうる新たな規制モデルとして提唱されたものです。

そもそも日本では、従来から企業内で、労働組合の有無に関わりなく、労使協議による問題解決が図られてきており、企業内での話し合い・説得のプロセスを重視する土壌がすでにあります。また、判例もこうした実態を踏まえ、整理解雇や就業規則の労働条件変更などの主要な問題において、手続的要素を重視する法理を形成・発展させており、今後、日本がとるべき法改革の方向性として「手続化」を進めていくことは極めて有効であろうと思われます。

しかし、著者も指摘しているように、個人の尊重を中核とする「近代化」が必ずしも徹底されていない日本における法の「手続化」は、ポストモダン（脱近代）ではなく、プレモダン（前近代）へと回帰する可能性を孕んでおり、前近代的な共同体社会に内在する危険や弊害（外部者・少数者の排除、集団による個の抑圧、組織の閉鎖性等）をいかに回避して、真の「手続化」を進めていくのが課題であるといえます。

なお、著者には、本書以外に『集団の再生－アメリカ労働法制の歴史と理論』（2005年 有斐閣）があり、そこでは、もう一つの新たな規制モデルである「構造的アプローチ」に着目しています。本書と併せて読めば、労働法の（さらには法一般にも共通する）改革の方向性を考える上で、重要な視点を得るものと考えます。

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

① 研究論文および雑誌記事等

著者名（共著者を含む）	表 題	発表誌等 （単行本の場合は発行所名も記入）	巻・号	発表年月
高橋克也	食品安全・安心問題の政策革新 ーフードシステム視点からの実証と検討ー	政策研究大学院大学博士論文		2011.3
高橋克也	「これからの「正義」の話をしよう ーいまを生き延びるための哲学ー」（書評）	『農林水産政策研究レビュー』	No.41	2011.5
高橋克也	米粉用米の実需の現状と課題	農林中金総合研究所・総研レ ポート『米粉・飼料米・水田 放牧を巡る最近の動向』	22基礎研 No.4	2011.7
増田敏明	「EU共通農業政策 ードーハ・ラウンドと次期改革ー」	所内プロジェクト研究資料		2011.8

② 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
Takashi Hayashi	Environmental Co-Benefit of Domestic Rice Feed Consumption in Japan	22th Pacific Regional Science Conference	2011.7.4
小泉達治・澤内大輔	ブラジルのサトウキビ増産に伴う土地利用 変化の影響	2011年度日本フードシステム学会大会 個別 報告	2011.6.19
澤内大輔	食料品製造業における温室効果ガス排出の 特徴：算定・報告・公表制度データによる 実証分析	2011年度日本フードシステム学会大会 個別 報告	2011.6.19
澤内大輔・棧敷孝浩	排出量取引制度下における省エネルギー機 器投資の経済性評価	2011年度日本農業経済学会 ポスター報告	2011.6.11
清水純一	ブラジル産トウモロコシの拡大過程と今後 の見通し	日本ラテンアメリカ学会	2011.6.5
清水純一	ブラジルの食料需給	農林水産政策研究所研究成果報告会	2011.6.7
高橋克也	「食と農の安全・安心と農学の課題」コメント	東北大学大学院農学研究科公開シンポジウム	2011.7.22
高橋克也・他	「食料品アクセス問題の現状と対応報告」（仮題）	農林水産政策研究所研究成果報告会	2011.8.2
玉井哲也	オーストラリアの貿易戦略とその動向 ー農産物輸出に着目してー	早稲田大学日米研究機構研究会「農業・食料の 世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究」 第2回研究会（早稲田大学）	2011.6.17
増田敏明	「EU共通農業政策の価格所得政策」	農林水産政策研究所研究成果報告会	2011.7.5
吉井邦恒	米国の価格所得政策に関するデータ分析 ー生産費・販売価格・政府支払いー	農林水産政策研究所研究成果報告会	2011.7.5
高橋克也・薬師寺哲郎	食料品アクセスに関する市町村の意識 （食料品アクセス問題2）	日本フードシステム学会個別報告	2011.6.19
薬師寺哲郎・高橋克也	震災前後の食料アクセス状況の変化 （食料品アクセス問題3）	日本フードシステム学会特別セッション	2011.6.19
薬師寺哲郎・高橋克也 田中耕市	食料品アクセスに関する住民の意識 （食料品アクセス問題1）	日本フードシステム学会個別報告	2011.6.19

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2011年10月～11月開催)

開催大会等	主催	開催日時	開催場所
2011 Annual Meeting	Institute for Operations Research and the Management Sciences	2011年11月13日(日) ～16日(水)	Charlotte, North Carolina, USA
アジア政経学会2011年度全国大会	アジア政経学会	2011年10月15日(土) ～16日(日)	同志社大学, 京都
環太平洋産業連関分析学会 第22回(2011年度)大会	環太平洋産業連関分析学会	2011年11月5日(土) ～6日(日)	慶應義塾大学三田キャンパス
現代韓国朝鮮学会 2011年度(第12回)研究大会	現代韓国朝鮮学会	2011年11月19日(土) ～20日(日)	神戸大学百年記念館
第22回国際開発学会全国大会	国際開発学会	2011年11月26日(土) ～27日(日)	名古屋大学
2011年人文地理学会大会	人文地理学会	2011年11月12日(土) ～14日(月)	立教大学
2011年度秋季学術大会・総会	政治経済学 経済史学会	2011年10月22日(土) ～23日(日)	立命館大学びわこくさつキャンパス
地域漁業学会鹿児島大会	地域漁業学会	2011年11月4日(金) ～6日(日)	鹿児島大学
第61回地域農林経済学会大会(愛媛大会)	地域農林経済学会	2011年10月21日(金) ～23日(日)	愛媛大学農学部
地理情報システム学会第20回(2011年度)研究発表大会	地理情報システム学会	2011年10月15日(土) ～16日(日)	鹿児島大学
第59回日本農村生活研究大会	日本農村生活学会	2011年11月25日(金) ～26日(土)	山口県健康づくりセンター
日本保険学会 23年度全国大会	日本保険学会	2011年10月22日(土) ～23日(日)	神戸学院大学
農業問題研究学会 2011年度秋期大会	農業問題研究学会	2011年11月26日(土) ～27日(日)	九州大学箱崎キャンパス
農村計画学会 2011年度秋期大会	農村計画学会	2011年11月26日(土) ～27日(日)	九州大学
林業経済学会 2011年秋季大会	林業経済学会	2011年11月11日(金) ～13日(日)	信州大学農学部
日本現代中国学会 2011年度全国大会	日本現代中国学会	2011年10月22日(土) ～23日(日)	近畿大学
日本国際経済法学会 20周年大会 2011年度研究大会	日本国際経済法学会	2011年10月29日(土) ～30日(日)	学習院大学
2011年度(第46回)学術研究論文発表会	日本都市計画学会	2011年11月19日(土) ～20日(日)	東京大学

最近の刊行物

世界食料プロジェクト研究資料

第2号(2011年3月)

平成21年度「世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究」研究報告書

平成23(2011)年9月30日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.43



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 株式会社 美巧社

Primaff Review

